

## 隨時採用 太子町会計年度任用職員 募集要項

### 1 募集職種、必要資格等

職種	部活動指導員（運動部…町立中学校の部活動にある競技・種目 文化部…吹奏楽）
人員	13名程度
資格要件	<p>下記の（1）から（3）の全ての要件を満たす者であり、かつ、（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1）該当する競技等の実技指導に精通しており、安全に指導ができること。 （2）太子町教育委員会が適任であると判断すること。 （3）18歳以上であること。（但し、高校生は除く。）</p> <p>（ア）該当する競技等の学校での指導実績があること。 （イ）公益財団法人日本スポーツ協会又は各中央競技団体やその関係団体等が認定する指導者資格等を取得していること。 （ウ）該当する競技等の一定期間の経験があること ※住所は町内外問いません。</p> <p>* 地方公務員法第16条（欠格事項）各号のいずれかに該当する人は、受験できません。</p> <p>（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）太子町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
職務内容	・部活動の技術指導 ・大会への引率、審判 ・活動計画の立案 等 (学校の顧問と連携)
勤務場所	太子町立中学校 ※応相談

### 2 申込方法・受付期間

申込先	太子町教育委員会 管理課 庶務係 (TEL 079-277-1016 直通) 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1
申込方法	太子町ホームページ <a href="https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/kanri/7021.html">https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/kanri/7021.html</a> 「中学校部活動のスポーツ・文化活動の指導者人材バンク」へ登録いただいた上、 教育委員会による審査等を行います。 ※ご不明な場合は、上記までご連絡ください。
受付期間	随時 午前8時30分～午後5時15分（ただし、土・日・祝日は除きます）

### 3 選考日・選考場所

選考日	随時（詳細については、申込者に別途通知）
選考場所	太子町役場（太子町鵜 280-1）

#### 4 選考の流れ

1. 登録申請書【様式1】提出
  2. 太子町教育委員会にて書類審査
  3. 適任であると認められる場合、人材バンクへ登録（各中学校に登録者の情報提供）
- 【指導者が必要とされる場合】
4. 太子町教育委員会または町立中学校関係者による面接
  5. 面接の結果、適任であると認められる場合に、部活動指導員として任用  
(人材バンクへ登録したとしても、必ず採用されるわけではないことをご了承ください。)

#### 5 任用期間

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（令和8年度） ※ 任用開始後1か月間は、条件付採用期間（有給）とし、著しく公務の能率が低下する場合は、任用を打ち切る場合があります。 ※ 任用は原則1年ごとですが、翌年度も再度本職が設置された場合において、勤務成績を基に再度任用される場合があります。また、必要に応じて一般公募を行うことがありますですが、再度の受験により任用された場合は継続勤務をすることが可能であり、通算年数に係る上限等はありません。
------	---

#### 6 報酬・勤務時間等（町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めによる）

時間給	1,400円
その他手当	町条例等の定めにより別途支給される場合があります。
勤務時間	活動時間は平日1日2時間以内、休日1日3時間以内 (ただし、大会や練習試合等の引率等の場合はこの限りではありません。) 部活動活動実施日の午前8時00分から午後6時00分までの間で、年間235時間以内とします。 勤務日時は、学校長と協議のうえ決定します。
休 暇	年次休暇：15時間程度 特別休暇：夏季休暇、忌引休暇 等
保 險	労働者災害補償保険（労災）加入
交通費等	自宅から勤務場所までの距離が2km以上の場合、町規定に基づき交通費を支給。なお、自動車通勤は、駐車場の規模を考慮し3km以上の場合のみ可としています。

\* 時間給及び期末・勤勉手当は、令和8年4月時点の予定で給与改正により変動する場合あり。

\* 年次休暇は令和8年度新たに採用された場合の時間数。

#### 7 服務関係

適用規定	地方公務員法（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。また、営利企業への従事等（副業）の制限は適用除外となります。職務専念義務との兼ね合いから、本業務への影響がない程度での従事を原則とします。
------	--